

(仮称) お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業
茶業専門家との連携による修景茶園の維持管理に関する考え方

1. 目的

(仮称) お茶と宇治のまち歴史公園内の史跡ゾーン内にある修景茶園の植栽維持管理業務において、専門的なノウハウを有する茶業専門家と連携することにより、修景茶園としての適切な維持管理及び宇治茶の伝統的技法の継承を目的とする。

2. 茶業専門家の業務内容

- ・ 茶園の維持管理に係る管理指導（通年で1名配置）
年間の管理指導の概ねの頻度を以下に示す。
 - ① 3月～6月 : 2週間に延べ1日（8時間）程度
 - ② 上記以外 : 1ヶ月に延べ1日（8時間）程度※上記を目安として実態に応じた委託契約とする
- ・ 茶園の状況監視（週に1回程度）
- ・ 宇治茶の伝統的技法である「本ず」の覆下設備の設置等に伴う技術指導

3. SPCの業務内容

- ・ 茶業専門家からの指導に基づく茶園の管理作業
- ・ 茶園の管理に必要な資材、農薬等の調達、保管
- ・ 宇治茶の伝統的技法の習得
(茶業専門家の技術指導には、常に2名以上の作業員で共有し、宇治茶の伝統的技法の継承に努めること。)

4. 茶業専門家の委託期間

- ・ (仮称) お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業の植栽維持管理業務を行う期間（概ね事業契約締結日から平成49年3月まで）とする。

5. その他

- ・ SPC及び茶業専門家は宇治茶の伝統的技法の技術指導に関するやりとりや習得度合い等について記録・保管し、定期的に市に報告書を提出すること。この報告書はSPC及び茶業専門家による相互確認の上、提出すること。
- ・ 上記の業務内容以外に疑義が生じた場合は、双方が誠意をもって協議を行い適切な運営に努めること。
- ・ やむを得ない事情により茶専門業者の変更又は委託期間の変更を行う場合は、市の承認を得ること。
- ・ 茶樹が機能しない場合または枯死した場合の責任は、不可抗力、法令変更等、事業契約書に規定される場合を除きSPCが負う。ただし、茶業専門家の管理指導によるものであることをSPCが証明した場合に限り、市はSPCとの協議に応じる。

6. 茶業専門家の委託費用

- ・ 19,700円/日（税抜き）を基本とする。